

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則	鳥取県行政組織規程の一部改正 炭そ、予防に関する規則
告示	炭そ、予防に関する規則に基く区域の指定 炭そ、予防注射の実施

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項 総務部を次のように改める。

総務課	庶務係 法制係 文書係 業務係 涉外係
企画広報課	企画係 行政調査係 開発係 広報係
人事課	人事係 能率係 厚生係
財務課	予算係 稅制係
会計課	収支係 審査係 用度係 国費係
地方課	庶務係 行政係 財政係 監理文教係 消防係
統計課	庶務係 調査係 産業係 生活統計係 資料室

第六条第二項二民生部中「児童課」を「婦人児童課」に改め、「恩給係」を削る。

第六条第二項四経済部中

「商工課	庶務係 振興係 指導係 通商係 观光係
「計量係」	計量係
「觀光課」	庶務係 观光係 施設係

「商工課」を「庶務係 振興係 指導係 通商係 观光係」に改め
「計量係」を「計量係」に改め
「觀光課」を「庶務係 观光係 施設係」に改め

第六条第二項五農林部中「普及係」の下に「生活改善

係」を加える。

第八条総務課中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、以下第十三号まで順次五号ずつ繰り上げ、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第九号とし、第十七号中「及び府内放送」を削り、同号を第十号とし、第十八号を第十一号とし、第十九号を削り、第二十号を第十二号とし、以下順次八号ずつ繰り上げる。

第八条中統計企画課を次のように改める。

- 企画広報課
- 一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に關すること
- 二 行政効果の調査に關すること
- 三 知事特命事項に關すること
- 四 部長会議に關すること
- 五 知事會議に關すること
- 六 災害対策本部に關すること
- 七 國土総合開発に關すること
- 八 國土調査に關すること
- 九 陳情訴願の処理に關すること
- 十 行政各般の報道宣傳に關すること

十一 世論調査及び情報の收集に關すること

十二 出版物の調整に關すること

十三 國立国会図書館法による県出版物の納本に關すること

十四 府内放送に關すること

十五 東京事務所に關すること

第六条財務課第六号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第八条中地方課の次に次のように統計課を加える。

統計課

- 一 國勢調査に關すること
- 二 農林統計に關すること
- 三 人口統計に關すること
- 四 商工統計に關すること
- 五 教育統計に關すること
- 六 家計調査に關すること
- 七 勤労統計に關すること
- 八 その他統計に關すること

第九条中「児童課」を「婦人児童課」に改める。

第九条児童課中「一児童及び母性の福祉に關する」を「一児童及び婦人の福祉に關する」に、「十その他他の主管に屬しない児童に」を「十その他他の主管に屬しない児童及び婦人に」に改める。

第十条薬務課中「二毒物劇物營業法の」を「二毒物及び劇物取締法の」に、「五薬品等の配給に」を「五薬品等の需給に」に、「六齒科用金属の」を「六齒科用金地金の」に改める。

第十二条商工課中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号中「大阪事務所及び」を「大阪事務所、神戸貿易事務所及び」に改め、同号を第二十三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第十三条中商工課の次に次のように觀光課を加える。

第一 観光課

一 観光宣傳に關すること

二 観光施設に關すること

三 國立公園、國定公園、県立公園その他公園及び景園に關すること

四 観光事業団体の育成指導に關すること

五 その他觀光事業の振興に關すること

第十二条林務課中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とする。

第九十一条中「西伯郡外江町」を「西伯郡境港町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

炭そ、予防に關する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十四日

鳥取県規則第四号

炭そ、予防に關する規則

第一条 家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項の規定により、知事が指定する県外の区域から、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体、又は、炭そ、その病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する。但し船車に登載のまま通過するものは、この限りでない。

第二条 知事が指定する区域においては、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体、又は、炭そ、その病原体をひろげるおそれがある物品のその区域外との出入、又は、

その区域内での移動を禁止する。但し、船車に登載のまま通過するもの及び家畜防疫員の指示により移動するものは、この限りでない。

第三条 家畜傳染病予防法第三十三条の規定により知事が指定する区域内の家畜市場、家畜共進会等、牛、馬、めん羊、山羊、豚を集合させる催物の開催を停止する。

第四条 前三条の区域の指定は告示をもつてする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四十七号

炭そ予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条、第三条の規定による出入及び、牛、馬、めん羊、山羊、豚を集合させる催物の開催を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤茂

一 第二条に指定する区域 東伯郡赤崎町鳥取種畜場

二 第三条に指定する区域 東伯郡赤崎町、

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行者 島取縣鳥取市東町
印刷所 島取縣鳥取市東町
島取縣印 刷 所

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十七日	東伯郡旧赤崎町、旧安田村、同上	島取縣鳥取市東町 島取縣鳥取市東町 島取縣鳥取市東町
二十八日	旧成美村	島取縣鳥取市東町
二十九日	旧以西村	島取縣鳥取市東町
三十日	旧八橋町	島取縣鳥取市東町
	旧下中山村	島取縣鳥取市東町

鳥取県告示第四十八号

次のように炭そ予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤茂

一 實施の目的 炭そ予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲 生後六箇月以上の牛馬、但し分娩前後一箇月以内のものを除く

四 實施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 ベスレドカ法（皮内注射法）